

観光地域ブランド確立支援事業交付要綱

平成25年3月7日 観観振第207号-2

(通則)

第1条 観光地域ブランド確立支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、ブランド確立に取り組む観光地域について、国が設置した検討会（以下「第三者委員会」という。）の推薦に基づき、ブランド確立に向けた戦略的な取組に要する経費の一部を国が補助することにより、国内外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって観光旅客の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「観光地域のブランド確立」とは、以下の全てを満たしていることをいう。

- 一 地域が自然・歴史・文化等に根ざした「独自の価値」を有しており、当該価値が国内外に認知されていること。
- 二 地域が「独自の価値」を来訪者に提供することにより、来訪者の期待を安定的に満たしていること。
- 三 地域の関係者・住民が「独自の価値」を共有し、活動に反映していること。
- 四 地域と来訪者が「独自の価値」に共鳴し合いながら、その価値を向上させていること。
- 五 地域として「独自の価値」の継続的な持続・向上を図るための仕組みを構築していること。

2 「ブランド戦略」とは、ブランド確立に向けて取り組むために必要となる基本的な考え方、取組方針をいう。

(交付の対象等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等、補助対象期間及び金額の額の確定方法は、別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1-1又は様式第1-2による「観光地域ブランド確立支援事業交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、様式2による「観光地域ブランド確立支援事業の消費税額の取り扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税

率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式 1-1 及び 1-2 による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第 6 条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第 3 による「観光地域ブランド確立支援事業交付決定通知書」により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第 7 条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、大臣が定める軽微な変更を除き、様式第 4 による「観光地域ブランド確立支援事業交付決定変更申請書」(以下「交付決定変更申請書」という。)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 第 1 項の大臣が定める軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、第 4 条別表に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の 30%以内の変更である場合

3 第 1 項の大臣が定める軽微な変更をしたときは、様式 5 による「観光地域ブランド確立支援事業交付決定軽微変更届出書」を遅滞なく、大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第 8 条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第 6 による「観光地域ブランド確立支援事業交付決定変更通知書」により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 9 条 補助対象事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、様式第 7 による「観光地域ブランド確立支援事業交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業者等の変更届出)

第 10 条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第 8 による「観光地域ブランド確立支援事業補助対象事業者等の変更届出書」を遅滞なく大臣に提出しなければならない。

一 補助対象事業者の住所又は名称並びに代表者の氏名に変更があった場合

二 観光地域づくりプラットフォームの規約、定款等に変更があった場合

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「観光地域ブランド確立支援事業補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について、四半期毎の次の月末までに様式第10による「観光地域ブランド確立支援事業補助対象事業遂行状況報告書（第 四半期）」（以下「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、すみやかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による「観光地域ブランド確立支援事業補助対象事業完了実績報告書」（以下「完了実績報告書」という。）に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「観光地域ブランド確立支援事業の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還命令)

第15条 大臣は、第11条の補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による「観光地域ブランド確立支援事業支払請求書」を大臣に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときは、様式14による「観光地域ブランド確立支援事業の消費税額の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第20条第1項に規定するものについて、様式第15による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 補助対象事業者は、適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が定める期間とし、その期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の財産処分制限期間が経過するまでの間に財産の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第16による「観光地域ブランド確立支援事業補助対象事業財産処分等承認申請書」を提出して大臣の承認を受けなければならない。

4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間、保存しておかななければならない。

附 則（平成25年3月7日 観観振第207号-2）

- 1 この交付要綱は、平成25年4月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 観光地域づくりプラットフォーム支援事業交付要綱（平成20年7月23日付け国総観振第55号）は廃止する。
- 3 前項により廃止された交付要綱に基づき、平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

補助対象事業の区分

補助対象事業については、以下のとおり区分するものとし、目標（定量的なものを原則とする。）の設定が行われていることを要件とする。

1. 観光地域ブランド確立基盤づくり支援

「ブランド戦略」の策定に係る事業（ブランドのコンセプトの磨き上げ、ブランドのコンセプトを来訪者が体感できる滞在プログラムの企画、滞在プログラムの実施に当たっての課題の抽出及び当該課題を解決するために必要な事業の方針策定、主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業の方針策定、観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業の方針策定等）

2. 観光地域ブランド確立支援

「ブランド戦略」に基づく事業（主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムを実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業、主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業、観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業、上記以外の事業で、ブランド確立のために必要な事業）

観光地域ブランド確立基盤づくり支援

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等	補助対象期間
<p>(1) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下「観光圏整備法」という。）及び観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成24年12月27日農林水産省・国土交通省第2号）（以下「基本方針」という。）に基づき作成され、観光圏整備法第8条第3項の認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームである法人で、以下の要件を全て満たしているもの。</p> <p>イ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。</p> <p>ロ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。</p> <p>ハ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。</p> <p>ニ 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。</p> <p>ホ 観光圏整備実施計画において記載されている主たる滞在促進地区が存する市町村内に所在していること。</p>	<p>観光地域ブランド確立に係るブランド戦略策定支援に関する経費</p> <p>ブランド戦略策定経費（専門家招聘経費、課題抽出のためのモニタリング調査経費、ワークショップ開催経費、ワークショップ開催の準備会議の開催経費、資料作成・印刷経費、地域現況調査経費等）</p>	<p>定額 （上限500万円）</p>	<p>1 年</p>

<p>へ「ブランド戦略」を策定するために必要となる能力を有する観光地域づくりマネージャーを構成員としており、当該観光地域づくりマネージャーのマネジメントの下、補助対象事業を実施する体制を構築していること。</p> <p>(2) (1) と同等の組織</p>			
--	--	--	--

観光地域ブランド確立支援

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等	補助対象期間
<p>(1) 観光圏整備法及び基本方針に基づき作成され、観光圏整備法第8条第3項の認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームである法人で、以下の要件を全て満たしているもの。</p> <p>イ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。</p> <p>ロ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。</p> <p>ハ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。</p> <p>ニ 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。</p> <p>ホ 観光圏整備実施計画において記載されている主たる滞在促進地区が存する市町村内に所在していること。</p> <p>へ「ブランド戦略」に基づく事業実施に当たって必要となる能力を有する観光地域づくりマネージャーを構成員としており、当該観光地域づくりマネージャーのマネジメントの下、補助対象事業を実施する体制を構築していること。</p> <p>(2) (1) と同等の組織</p>	<p>(1) 主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムの実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業に関する経費</p> <p>イ 滞在プログラム改善事業 観光従事者及びガイド等育成経費、簡易な修景・植栽経費、簡易な休憩・眺望施設の整備経費、案内板・観光案内標識の整備経費、レンタカー活用支援経費（多言語カーナビ等）、レンタサイクル活用支援経費、二次交通需要（実証実験）調査経費、滞在プログラム等企画開発立上げ経費、パンフレット・地図等作成経費、事業化に向けた事業可能性調査経費、安全管理経費、調査研究経費等</p> <p>ロ 滞在プログラム企画・造成事業 専門家招聘経費、ワークショップ開催経費、ワークショップ開催の準備会議の開催経費、事業化に向けた事業可能性調査経費等</p> <p>(2) 主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業に関する経費</p> <p>イ 宿泊サービスの改善・向上 従業員研修経費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費、専門家派遣等の制度設計経費、地域資源を活用した土産品及び地産地消メニューの開発・販売及び起業化支援事業経費、研究会等の運営経費等</p> <p>ロ 宿泊（共用）施設の魅力向上 外観整備経費、簡易な植栽経費等</p> <p>ハ 地区の景観の維持・向上</p>	<p>個別事業毎に2 / 5以内</p>	<p>原則2か年</p>

	<p>簡易な修景・植栽経費 簡易な休憩・眺望施設の整備経費、 制度設計経費、調査研究経費等</p> <p>二 滞在コンテンツの魅力向上 専門家招請経費、ワークショップ開催経費、ワークショップ開催の準備会議の開催経費、事業化に向けた事業可能性調査経費、歴史的建造物（古民家）等を活用する体験・交流・学習施設の整備・改良経費、滞在コンテンツ企画開発立上げ経費、観光従事者及びガイド等の育成経費、パンフレット作成経費等</p> <p>ホ 移動の快適化・利便向上事業 二次交通需要(実証実験)調査経費、共通乗車船券の企画開発経費、調査研究経費等</p> <p>へ 案内機能の強化 IT を活用した情報提供・案内・予約システムの開発・運営初期経費、案内板の設置、観光案内標識の整備経費、多言語により情報提供する観光案内所の開設・運営初期経費、主たる滞在促進地区内外にアクセスするための公共交通施設整備の経費（鉄道施設・乗合バス施設・港湾施設・空港施設・その他ターミナルに係る外国語表記案内板整備、鉄道車両・乗合バス車両・船舶・航空機内外への外国語表記整備、外国語対応券売機整備）、調査研究経費等</p> <p>(3) 観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業に関する経費</p> <p>イ マーケティング調査 主たる滞在促進地区内の宿泊数調査、観光客満足度調査、観光消費額調査、滞在プログラム満足度等調査、リピーター率等調査・分析・検討経費等</p> <p>ロ ブランド維持・管理 品質管理・保証システムの開発・初期運営経費、安全管理に係る経費、専門家招聘経費、人材育成・組織等基盤づくり経費、ブランドを象徴するロゴ等デザイン作成経費、専門家派遣等の制度設計経費、調査研究経費等</p> <p>ハ ブランド浸透事業 戦略的な情報発信経費、住民の意識啓発・参加促進経費、調査研究経費等</p>		
--	--	--	--

	(4) 上記以外の事業で、ブランド確立のために必要な事業に関する経費		
--	------------------------------------	--	--

金額の額の確定	<p>1. 観光地域ブランド確立基盤づくり支援における補助対象事業に係る補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を合算したものである。</p> <p>(1) 補助金交付決定額の内訳となる個別事業の額</p> <p>(2) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額</p> <p>(3) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額から、当該個別事業に係る収入額を控除した額</p> <p>2. 観光地域ブランド確立支援における補助対象事業に係る補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を合算したものである。</p> <p>(1) 補助金交付決定額の内訳となる個別事業の額</p> <p>(2) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額に2/5を乗じて得た額</p> <p>(3) 補助対象経費の内訳となる個別事業の実施額から、当該個別事業に係る収入額を控除した額に2/5を乗じて得た額</p> <p>* 補助金対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p>
---------	---

* 留意事項

- (1) 補助対象事業については、それぞれの個別事業がブランドの確立を実現することに寄与するものでなければならないものとし、市町村ごとの観光パンフレットやマップの作成だけを行うようなブランド確立に寄与しない事業については補助対象外とする。
- (2) 補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (3) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは、別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (4) 補助対象期間は、原則として、継続した2ヶ年とするが、第三者委員会の事業評価において、著しく効果が低いと認められる場合は、この限りではない。ただし、第三者委員会において、当該補助対象期間の事業が適切に執行され、効果があったとの評価を得た補助対象事業者であって、新規に事業を追加して行うことにより一層の効果が見込まれる場合は、通算5ヶ年以内とする。この場合、事業開始から2ヶ年経過した同一の補助対象事業に係る経費については、補助対象外とする。
- (5) 明許線越しに係る経費については、宿泊（共用）施設外観整備費、歴史的建造物（古民家等）等による体験・交流・学習施設及び案内施設の整備・改良経費、休憩・眺望等空間の活用・改良・整備経費、多言語で案内できる統一性のある観光案内所の開設経費、案内板の設置経費、観光案内標識の整備経費、主たる滞在促進地区内外とアクセスするための公共交通施設整備の経費（鉄道施設・乗合バス施設・港湾施設・空港施設・その他ターミナルに係る外国語表記案内板整備、鉄道車両・乗合バス車両・船舶・航空機内外への外国語表記整備、外国語対応券売機整備）等における施設整備費に限る。
- (6) 各個別事業については、設定された目標について事後評価を実施すること。